

令和3年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 令和3年2月19日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	市 川 明 男
国 保 年 金 課 長	石 井 健 一
高 齢 者 福 祉 課 長	飛 田 雅 章

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	堀 越 和 則
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代
教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日 野 原 広 志
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第3号)

令和3年2月19日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げておきます。

それでは順次質問を許します。

最初に、誠和会、山田雅士議員の代表質問を許します。

○山田雅士君

誠和会、山田雅士です。今回、会派の皆様のご理解をいただきまして、初めて代表質問を務めさせていただきます。

質問に入る前に、新型コロナウイルスにより亡くなられた方、または感染で苦しんでいる方に心からお悔やみを申し上げるとともに、一日も早い回復をお祈りいたします。また、13日に起きた福島沖地震に関しても、この地震により被災された方にお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈りするものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問事項1、新年度予算について。

(1) 市長の重点施策について、お聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和3年度予算における重点施策でございますが、後期基本計画に基づきまして、街づくりのための各種事業を計上させていただきました。

令和3年度の主な事業としては、結婚新生活への支援、各種証明書等コンビニ交付の導入、重度の強度行動障害者への支援、児童館等指定管理者制度の運用開始、認定こども園への運営支援、骨髄移植ドナー等への助成、新生児スクリーニング検査への助成、クリーンセンターの大規模改修工事、市道沿い森林の環境整備、雨水排水調整池の整備、交進小学校浄化槽の改修工事、中央公民館大会議室のLED化、給食設備機器の更新、落花生まつりの実施などを計上いたしました。

財政状況が非常に厳しい中ではございましたが、街づくりに向けた各種事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業など、バランスよく計上できたのではないかと考えております。

○山田雅士君

今市長が答弁されたように、非常にバランスの取れた新年度予算編成ということで評価した

いと思います。

その中で、議会初日の市政運営方針で、市民ニーズに応じたきめ細やかな施策と述べられました。市民ニーズの重点というのをどのように捉えているか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

市民ニーズの重点ということでございますが、令和3年度予算計上した事業は全て市民の皆様のニーズに応じた、必要かつ重要な施策だと考えております。さきの市民に対する意向調査では、これからの街づくりの視点として、安心して暮らせること、交通の便利なこと、経済発展などによる活力のあること、住み慣れたところで住み続けられること、健康的で生活できることなど、多くのご意見が寄せられたところでございます。これらの意見を尊重しつつ、それ以外の施策も含めまして、市として全体にバランスの取れた街づくりを進めていく必要があると考えております。コロナ禍や人口減少、少子高齢化といった要因により、財政運営は非常に厳しい状況である中でございますけれども、コロナ対策を含めまして、暮らし、福祉、教育施策の充実等を図る、市民ニーズに合った各種施策を実施するなど、市民の声を大切にしたい街づくりを進めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

初日の市政運営方針でも、また改めまして今の答弁でも、本当に市民の声を大事にするという北村市長の思いが非常に伝わってまいります。

同じく、初日の演説の中で、後期基本計画の中の第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と述べられました。こちらの具体的な内容をお聞きしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

後期基本計画の中におきます第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な取組ということでございますが、新年度予算では移住定住促進事業といたしまして、市のPRパンフレットの作成、新婚世帯に対し1世帯当たり30万円を限度といたしまして、新居の家賃や引っ越し費用等の支援、結婚を希望する若者への支援として、異性と出会う機会づくりを目的といたしましたセミナーやイベントを開催する予定でございます。

市長の市政運営方針の中にもありましたとおり、総合戦略は人口減少、地方創生に焦点化した計画で、後期基本計画と総合戦略は密接に関連しているものでございますので、今後におきましても引き続き後期基本計画、総合戦略の各種施策を着実に推進することにより、本市が目指します街づくりの実現に努力してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

ぜひとも着実に実行していくことを進めていただいて、八街市民にとってよりよい街づくりを目指していただきたいと思います。

では次に、(2)の質問に移ります。先ほど述べられたような、いろんな様々な施策を実現するためには、もちろん財源がしっかり確保されていることが大事になってくるわけですが、令和3年度は今年度に引き続き、どうしてもコロナ禍での状況ということになります。その中での財源確保について、お聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和3年度の予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する新たな行政需要を見込む必要があり、これまで経験したことのない厳しい環境においても、現状の市民サービスを維持できる通年型予算とした中で、例年と同様に、国や県の補助事業の活用はもとより、コロナ禍において減収が見込まれる市税や交付金などを補う国の減収補填対策を活用いたしまして、財源を確保いたしました。

今後も国や県の動向を十分注視しながら、市にとって有利な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

この厳しい状況でも市民サービスを維持していくんだというようなご答弁、非常に力強く思います。

今の答弁の中で、ある程度の減収は避けられないというような形のお話もありました。どの程度の減収を想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

令和3年度の市税につきましては、前年度比で約1億9千529万3千円、率にいたしまして2.6パーセント減の72億9千437万円を見込んでおります。

減収の主な要因といたしましては、市民税は個人市民税、法人市民税ともに新型コロナウイルス感染症による景気の後退を受けまして所得が減少することによる減収を見込んでおります。固定資産税及び都市計画税につきましては、3年に1度の評価替えの年度であることから、家屋等が経年により評価額を減少させることに加えまして、新型コロナウイルス感染症により事業収入が減少した中小企業等に対し、減少幅に応じました償却資産事業用家屋の税を軽減しますので、減収は避けられないものと考えております。また、令和3年度の税制改正におきまして、軽自動車税の臨時的軽減措置が12月末まで延長される予定でございますので、この措置による減収も見込まれると思っております。

○山田雅士君

今のお話を聞いても大変厳しい状況が想定されます。ただ、その中でも市民サービスを実現するために、財源確保というのを最大限に努力してもらわなければいけないわけですが、最初の市長答弁の中でもありました、減収補填対策活用というのがありました。こちらに関して、具体的にお話しできればお願いいたします。

○総務部参事（會嶋禎人君）

初めに、今答弁の中でありました市民税の個人と法人の減収分ですが、これは普通交付税中の基準財政収入額の中で収入の減という形で算入されるということで、結果として普通交付税が増える要素にはなるかと思えます。それから、固定資産税と都市計画税の減収分ですが、これはさきの説明の中でありました、私どもが説明しました歳入11款の地方特例交付金に新設しまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金という項目で

全額補填される見込みになっています。それから、軽自動車税の減収分ですが、これは今年度途中で切れるはずが延長になりまして、さらに今年12月まで延長になるかと思うんですが、その減収分については環境性能割交付金と合わせまして、引き続き地方特例交付金の中で補填される見込みとなっております。

○山田雅士君

様々な対策を取っていただき、財源確保をコロナ禍の厳しい状況の中でもしっかりとやっていただくよう、改めてお願いいたします。

それでは、3つ目に入ります。新年度予算について、もちろん冒頭の演説でも話があったかと思いますが、改めて八つの街づくりについて、新年度予算との関係をお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和3年度当初予算におきまして、八街市総合計画2015に掲げる将来都市像の実現に向けた八つの街づくりに基づき計上しました主な事業でございますが、一の街「めざします！便利で快適な街」では、市道の歩道整備など、歩行者や車輛通行の安全を確保するための道路改良事業に2億6千250万円、二の街「めざします！安全で安心な街」では、消防水利を充実させるため、消火栓の新設工事費の負担金として419万4千円、三の街「健康と思いやりにあふれる街」では、民間の障害者支援施設等利用時に専門的な支援員を配置するため、重度の強度行動障害者の方への支援として1千53万4千円、庁舎、保育施設、幼稚園、小中学校などの新型コロナウイルス感染症対策として5千900万円、四の街「めざします！豊かな自然と共生する街」では、長寿命化計画に基づき施設の延命化を図るクリーンセンター大規模改修工事に3億1千185万円、五の街「めざします！心の豊かさを感じる街」では、老朽化に伴う交進小学校浄化槽の全面改修工事に3千101万2千円、六の街「めざします！活気に満ちあふれる街」では、台風及び新型コロナウイルス感染症の影響により2年続けて中止となった落花生まつりの開催に275万4千円、七の街「めざします！市民とともにつくる街」では、地域で活躍している人の交流の場、地域の課題について勉強する場としての地域力向上スクールの開催に15万円、八の街「めざします！市民サービスの充実した街」では、地域少子化対策として移住定住促進事業に25万円など、「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現を目指し、様々な事業に取り組んでまいります。

○山田雅士君

では、その中で幾つかちょっと絞って再質問をさせていただきたいと思っております。

一の街「めざします！便利で快適な街」のところで、市道の歩道整備とありました。昨日の木内議員の質問では、道路に関して、国県道の整備ということでお話がありましたが、市道の整備も当然大事になってくると思っておりますが、市道歩道整備というものに関して、どのような計画なのか、お聞きしたいと思います。

○建設部長（市川明男君）

お答えいたします。

まず、市長の答弁にございました歩道の整備につきましては、市道2105線、北総中央用水土地改良区付近の歩道を整備する予定になっています。なお、当該箇所につきましては継続した歩道整備を進めている箇所でございます。新年度におきましても今年度に引き続き整備する予定となっております。

また、そのほかの道路改良工事につきましては、具体的な路線名までは申し上げられませんが、市道1級、2級路線など、本市の主要な幹線道路を中心に改良工事等を実施したいと考えております。

また、軽微な改修などにつきましては、維持修繕工事等で対応してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

もちろん市道の整備、歩道整備だったり道路の整備は、非常に市民からの要望が高いと思います。コロナ禍の厳しい状況の中でも財源をしっかりと確保していただいて、可能な限りの整備をお願いしたいと思います。

では次に、六の街「めざします！活気に満ちあふれる街」のところで、落花生まつりという話がありました。こちらは残念ながら一昨年の台風被害、そして昨年はコロナ禍で中止ということで、2年続けて中止というのは市民にとっても非常に残念なことであります。その中でも、新年度予算の中で、先ほど275万4千円を計上してあるというお話がありましたが、現状を考えると、落花生まつり開催の時期までにコロナの完全な収束というのは非常に難しいのではないかと思います。その辺に関して、落花生まつりの開催の方法等で何かあれば、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

新年度の落花生まつりにつきましては、昨年度ベースで予算の方を計上させていただいております。どのような開催方法が望ましいかという点につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況と、ワクチンの接種状況を考慮しながら、実行委員会の中で十分協議してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

いよいよ、今は医療関係者からワクチン接種が始まって、来月からは高齢者、そしてその後に恐らく、順調に行けば、いろんな市民にワクチンが打たれるのではないかと思います。その中で、安全な状況で落花生まつりが盛大に開催されるのが一番望ましいかと思います。そのようになることを期待しまして、また開催できるときには全庁を挙げて、2年分の中止の思いをぶつけていただいて、盛大な落花生まつりになることを期待したいと思います。

では次に、八の街「めざします！市民サービスの充実した街」ということで、移住定住促進の話がありました。こちら最初市長答弁等でありましたが、市のPRパンフレットを新

しくするというので、PRパンフレットに関して、どのような計画があるのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

新年度予算におきまして、新規事業といたしまして市のPRパンフレット作成経費を計上しております。現在の市のPR冊子でございます「るるぶ八街」は、作成から5年が経過しております。また在庫が少ないことから、新たなPR冊子を作成するものでございます。

掲載内容につきましては、「るるぶ八街」のような観光分野プロモーションに加えまして、移住定住に関連する内容も掲載し、観光と移住定住の両面の促進につながるPR冊子の作成を検討しております。

また、PR冊子の作成につきましては時間がかかることから、新年度の早い段階でプロポーザルを実施いたしまして、業者選定を実施したいというふうに考えております。

○山田雅士君

この5年間で八街市の状況も様々に変わってきたと思います。小谷流の郷がより一層整備されたり、「買って住みたい街ランキング」で1位になったりと、そういった状況もありますので、やはりここが八街市をアピールする絶好の機会かなと思います。ぜひとも前回以上に素晴らしい内容のPRパンフレットになることを期待したいと思います。

では次に、2番の子育て支援について、お聞きしたいと思います。

(1) 安心して出産できる環境づくりについて、お聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、本年度4月から健康増進課内に子育て世代包括支援センターを開設して、妊娠届出時に保健師が妊婦全員と面接いたしまして、母子保健や子育てに関する支援に必要な実情の把握に努めております。

妊娠中に行っている母親学級では、妊娠中の健康管理の指導だけでなく、出産から子育てにわたる不安を軽減するための相談支援に重きを置いており、特に心配な妊婦については、妊婦の身体的・精神的状態、家庭の養育力、その他の困り事などを継続的に把握して、支援に努めております。

また、出産後2か月以内に新生児訪問及び「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、全ての赤ちゃんや養育者に会い、産後の育児不安などを早期に発見し、軽減に努めております。

さらに産後、家族等から家事や育児の支援を受けることができない母子を対象とした宿泊ケア及び助産師訪問などの産後ケア事業、孤立しないよう生活している地域での仲間づくりなどの産前産後サポート事業を行い、安心して出産できる環境づくりに努めております。

今後も母子支援策の充実に、さらに努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

様々な支援をしていただいて、一人でも多くの方の不安を取り除いていただけるよう、ぜひともお願いしたいと思います。

また、そんな中で相談支援をして、声を把握するというお話がありました。今、出産や子育てを迎える若い世代は非常に不安な状況で出産や育児に挑むというような状況になっていますが、声の中で、例えば具体的にどういった不安があるとか、そういったことを把握されているのか、お聞きしたいと思います。

○市民部長（吉田正明君）

相談内容というご質問でございますけれども、妊婦さんからの相談ですと、出産に対する不安が多くございます。今は必要な情報というのが、インターネットを検索いたしますとすぐ出てくるということで、その情報というのをどうしても自分自身の解釈で捉えてしまうことから、出産そのものに不安を覚えたりですとか、陣痛に対する不安というものが大きくなってしまったような相談が寄せられております。また、そういった相談に対しましては助産師からのアドバイス、また母親学級での支援につなげていくといった対応に努めているところでございます。

また、出産後の方からは、子どもの成長ですとか、実家などが近くにない場合に、育児疲れのため休息したいといったような相談が寄せられているところでございます。

○山田雅士君

やはり様々な不安はどうしてもそれぞれがいろんな形で抱えると思います。本当に少しでもそういった不安が解消できるように、全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、（２）幼稚園・保育園の今後について、お聞きしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

幼稚園につきましては、少子化や幼児教育、保育の無償化及び保育時間の違いから、市立幼稚園、私立幼稚園ともに園児が定員に達していない状況が続いております。

その一方で、保育園につきましては、女性の社会進出などの影響による保育ニーズの高まりを受け、0歳児から2歳児までの保育定員が不足している状況でございます。

このような状況に鑑み、教育委員会といたしましては市長部局と連携協力し、幼稚園、保育園の適正配置について、具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

今、教育長の答弁で、具体的に検討とありました。ぜひとも幼稚園、保育園の様々な難しい状況、これからまたさらにそれが進んでいくと考えられます。しっかり検討していただいて、保護者の方、それから地域の方、八街市民全体にとっていい方向に向かうように、よろしく願います。

では、（３）児童館について、お聞きします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市で最初の児童館が令和3年4月によりやく開館の運びとなりますが、これまで多くの市民の皆様から、八街に児童館をと、熱い要望をいただいております。私としましても市民の皆様

をお待たせしてしまい、大変申し訳なく思っておりました。

児童館の設置につきましては、以前より設置場所について、検討を重ねていたところですが、平成29年11月に市民の方から、ぜひ八街市の子どもたちのために土地を活用していただきたいと、寄附の申出がございました。この土地は、中央公園、老人福祉センターの隣接地であり、子どもたちの居場所としてふさわしい立地条件であることから、土地の寄附を申し出ていただいた方の熱い思い、ご厚意をありがたく頂戴することとして、今回の建設に至ったものでございます。

ご質問の八街市児童館建設工事の進捗状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により若干工期が延長となりましたが、2月末までには建物の引渡しを受ける予定になっております。

また、児童館の完成に併せまして、市民の皆様から多くの要望をいただいております中央公園や老人福祉センターを利用する方の駐車場につきましても、北総中央用水官舎跡地を利用いたしまして、3月末までに約60台分の駐車場整備を進める予定でございます。

児童館の管理、運営につきましては、指定管理者制度の導入により、八街市社会福祉協議会を指定管理者として、令和3年4月からの3年間、老人福祉センター、南部老人憩いの家と合わせまして一体的な管理、運営を行ってまいります。

八街市社会福祉協議会では、指定管理者として多様なカリキュラムと、それを受け止める人材、コーディネートする専門職で、子育てを包括的に受け止め、情報を発信していくことのできる児童館を目指すということであり、大いに期待しているところでございます。

また、市民に親しまれる施設となるよう、児童館、老人福祉センターの愛称を公募いたしましたところ、それぞれ40件の応募があり、2月16日に開催されました愛称選考委員会において選考した結果、八街市児童館の愛称は「ひまわりの家」、八街市老人福祉センターの愛称は「ゆうゆう」に決定したところでございます。

今後、決定した相性が市民の皆様にも永く愛され、また親しまれるように、市ホームページ、広報等で広く市民に周知し、愛着を持っていただけるような児童館としてまいりたいと考えております。

なお、児童館につきましては、設計当初から災害時における避難所を想定して計画を進めており、施設のバリアフリー化や非常用電源設備、備蓄倉庫などの避難所としての機能を備えております。

今後は、災害弱者となる妊産婦や乳幼児などの特別な配慮を必要とする方を受け入れる施設として、福祉避難所の指定をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○山田雅士君

今の市長の答弁を聞いていても、本当に児童館に関する思いが伝わってまいります。市民の長年の思いもいよいよ実現するというところで、本当に期待を寄せるところでございます。

また、土地の寄附や、これまでの整備等に関わっていただいた方に深く感謝を申し上げたい

と思います。

それと、愛称の件が決まったということで、本当にリアルな直近の情報をいただきました。40件の募集があり、無事に愛称が決まったことを喜ばしく思います。

こちらは児童館、そして老人福祉センター、中央公園という、幅広い世代が本当に集って活動できる場所ということで、八街市の中でも、観光的にも一大スポットになるのではないかと、そのように思うわけですが、それぞれの建物の名称は先ほど市長答弁で報告がありましたが、例えばですけど、3つの施設全体を通して地域的な名称を例えば公募して決めていく、そういったようなお考えはありますでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今議員の方からお話がありましたように、確かにこの地区につきましては、中央公園を核といたしまして老人福祉センターや児童館、またゲートボール場というようなものがあります。今回新たに施設利用者のための駐車場の整備もするというので、この辺の一角の地域で新たな意味合いを生み出すような、触れ合いゾーンの位置付けができるかと思えます。ただ、全体を通しての名称ということにつきましては、現在、特に予定はございませんけれども、来年度以降、それぞれ関係する課、あるいは今回指定管理者となります社会福祉協議会の方とも連携しながら、子どもから高齢者の方まで、そういった皆様が集えるような場の創造ができるように、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○山田雅士君

ありがとうございます。すみません、先ほど観光と言ってしまいましたが、間違いました。八街市民にとっての憩いの場ということで、訂正させていただきたいと思えます。

では最後に、質問事項3、令和3年度教育施策について、質問させていただきたいと思えます。

では、(1) グローバル人材育成について、お聞きしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市を支え、八街市から世界に飛躍する人材の育成は、本市の教育が目指す柱の1つです。そのため、グローバル教育の推進は欠かすことができません。

グローバル教育は、語学力、コミュニケーション能力の育成だけでなく、主体性や積極性、チャレンジ精神、異文化に対する深い理解、日本人としての確固としたアイデンティティーの形成など、多くの能力やスキルに富む人材の育成です。

本市はこれまでも多様なグローバル教育に取り組んでまいりました。外国語指導助手、これはALTのことですが、その全校配置、国内1日留学体験、千葉大学との連携による遠隔異文化交流など、英語教育の充実のみならず、他市にはない先進的な取組を推進しております。

令和3年度以降は、これらの取組を継続していくことに加え、1人1台のPC端末や、外国語指導助手をさらに積極的に活用したオンライン英会話体験、グローバルリーダー育成キャ

ンプ、海外仮想留学体験、日本や八街の伝統文化教育など、八街と世界をつなぐための様々な教育実践を計画しております。

教育委員会といたしましては、今後も各学校、企業、大学等と積極的に連携し、グローバル感覚を養う様々な実践を通して、近い将来、八街市を支える人材づくりに邁進してまいります。

○山田雅士君

令和3年は、今のところオリンピック・パラリンピックが開催されるというような運びになっております。やはりそういった年に八街市から世界へ飛躍する、そういった人材の育成についても取り組んでいただきたいと思います。

では、(2) G I G Aスクール構想による I C T教育について、お聞きします。

○教育長(加曾利佳信君)

答弁いたします。

文部科学省の提案するG I G Aスクール構想の実現に向けて、本市では現在、各学校の無線LANを高速大容量の環境に整備するとともに、タブレット型PC端末のクロームブックを児童・生徒全員に順次整備し、端末の設定が完了した学校から随時、運用を開始しているところです。

令和3年度、本市のG I G Aスクール構想におけるI C T教育ですが、今までに修得している写真撮影や検索などの技能に加えて、文書作成やキーボード入力など、成長段階に応じた技能の習得、向上に努めます。

端末が文房具のように自由に使える学習用具となることを目指し、個人が必要とする資料や動画の検索、一人ひとりの学習状況に応じた個別学習などに活用し、最適化された学びを実現します。また、協働学習にも活用し、学級の友達同士だけでなく、他校の教室とオンラインでつないでの意見交換、共同編集でリアルタイムに考えを共有しながらの学び合いなど、主体的、対話的で深い学びを実現します。

さらに、新学習指導要領にあるプログラミング教育にも力を注いでいきます。教育センターを中心に指導計画を作成したり、教職員の研修会を実施したりして、I C T教育をさらに推進するとともに、引き続き未来を支える人材づくりを目標として取り組んでまいります。

○山田雅士君

今それぞれ教育長から答弁がありました。これが実現していけば、本当に八街市の子どもたちにとって、すばらしい未来が開けていくのではないかと感じたところでございます。

それでは再質問として、それぞれ、グローバル人材育成、G I G Aスクール構想という部分で、やはりこれを実現していくために教育センターの役割というのが非常に大事になってくるのではないかと思います。教育センターの役割、そして小中学校の連携という部分も大事になってくると思います。その部分に関して、お聞きしたいと思います。

○教育長(加曾利佳信君)

答弁いたします。

近い将来、八街市を支える人材づくり、つまり社会が求める人材づくりには、グローバル感覚を持った人材づくりやICT教育の推進はますます重要になるかと思っております。その中で、1人1台のPCやWi-Fi等の機器や設備の導入をはじめ、授業での活用方法や教職員への指導など、ICT教育推進の全てを教育センターが現在、担っております。また、グローバル人材の育成に関しましては、教職員研修を教育センターが担うことで、幅広い情報の提供、他の教科との連携や方針作成等を専門的な立場から担うことができていると思っております。

連携教育は、コロナ禍の中での接触を防ぐために若干歩みが緩やかになっております。そこで、ICTを活用し、リモートでの連携を、この機会に導入していきたいと思っております。現に校内連携では、生徒会などの集会活動をリモートで実施したり、他校との意見交換をリモートで行ったりしております。

今後も連携教育は、その重要性から形を変えてでも存続していくつもりでございます。今後も教育センターの人材育成能力の向上、ICT教育推進に力強く能力を発揮できる教育センターの能力の充実を目指してまいります。

○山田雅士君

ぜひとも教育センターの役割、そして小中学校の連携を強めていただいて、八街市の子どもたちのために尽くしていただきたいと思っております。

では最後に、GIGAスクール構想、ICT教育という部分、これが不登校に対してどのように役に立つのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

1人1台のパソコンを文房具と同じような活用方法で考えております。そして、パソコンによって児童生徒がいつでもどこでも活用できることを目指していきたいと思っております。

不登校児童生徒に対しましても、パソコン導入は大きな活用意義があると思っております。まず、学校の情報や授業を常に見ることが可能となります。今、教育センターでは授業配信や補習等の授業コンテンツの作成などの研究を進めております。それによって不登校児童生徒が家庭でも学習を進めることができるようにしていきたいと思っております。そのことによって、登校する意欲が増してくることも期待しているところでございます。

なお、現在はなかなか難しいようですが、家庭で授業をしっかりと受けた場合は出席日数にカウントできないものかという点についても、教育センターを中心に研究してまいりたいと思っております。ICTの活用で不登校児童生徒にとっても今以上の授業の個別化、最適化を図っていききたいと思っております。

○山田雅士君

様々な悩みを抱えて不登校になっている生徒に対しては非常に有効な手段ではないかと、今の教育長の答弁をお聞きして感じました。ぜひとも、不登校児童生徒のために役立てていただき、やはり最終的には学校に通う意欲を付けていただければなと思っております。

では、以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で誠和会、山田雅士議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

関連質問がありませんので、これで関連質問を終了いたします。

次に、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を許します。

○小川喜敬君

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた皆様に、心よりお悔やみを申し上げます。感染された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。最前線の現場で働く医療従事者の皆様、保健所の職員の皆様、消防署の救急隊員の皆様には感謝と敬意を心より申し上げます。健康、体調管理には十分ご留意いただきますよう、謹んで申し上げます。

それでは、コロナ禍、非常事態宣言中の議会でございますので、明確かつ簡潔に、通告に従いまして順次質問させていただきます。

1、健康と思いやりの街づくり。

昭和53年4月に設置された八街町老人福祉センターは42年の歳月が経過し、経年劣化が著しい状態であります。令和2年度は休館し、大規模改修をされましたが、（1）老人福祉センターのリニューアル・オープンについて、①大規模改修により改善された点について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

改修工事の概要につきましては、段差の解消、スロープや手すりの設置、トイレの洋式化、浴室の整備など、施設全体をバリアフリー化し、福祉避難所としての指定基準に適合する施設とするとともに、太陽光発電設備及び防災井戸を設置いたしました。内装につきましても、床材及び天井、内壁クロスの全面張り替え、外壁につきましても塗り替えを実施いたしました。また、省エネ効果の高い空調設備の設置や照明器具のLED化、断熱効果を高めるエコガラスなどを採用しております。

○小川喜敬君

施設全体のバリアフリー化、福祉避難所としての設備強化、最新の各設備が採用され、改善された点がよく理解できました。大規模改修により最適で快適な施設になり、誠にありがとうございました。

次に、②改修前の利用状況について（年間利用者数、利用目的、成果について）、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

老人福祉センターの年間利用者数につきましては、平成30年度は1万4千49名、令和元

年度は1万1千726名、令和2年度は休館のため利用者はありませんでした。

利用目的につきましては、シニアクラブ関係団体及び運動系や趣味の活動等、一般団体の利用や、お風呂、健康器具等の個人利用が主なものでございます。

老人福祉センターは開館以来、高齢者の集いの場として地域に定着し、高齢者の福祉及び教養の向上、健康増進等に寄与してきたところでございます。

○小川喜敬君

高齢者の集いの場、憩いの場としてゆっくと楽しんで、一人でも多くの方のご利用をいただければと思います。

③福祉避難所としての機能・役割について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

①で答弁したとおり、今回の改修におきまして、福祉避難所として、段差の解消、スロープや手すりの設置、トイレの洋式化、浴室の整備など、施設全体のバリアフリー化を実施いたしました。

また、太陽光発電設備を設置したことによりまして、停電が発生した場合でも蓄電池により、照明、エアコン、防災井戸等への電力の供給が可能になり、避難された方に安心して過ごしていただける施設となっております。

福祉避難所は、要配慮者の支援体制を早期に確立することにより、要配慮者の生命や身体を災害から保護することを目的としております。老人福祉センターは、このたびの改修により、福祉避難所としての機能が強化され、その役割を十分に果たすことができるものと考えております。

○小川喜敬君

施設設備の強化により、要配慮者の生命、身体を災害から保護する目的を十分に果たせる施設と理解いたしました。

④発災時の災害福祉支援対策について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害が発生し、福祉避難所が開設された場合には、指定管理者と締結しております指定管理者基本協定書に従いまして、八街市地域防災計画及び福祉避難所運営マニュアルに基づきまして、市が指定管理者と連携を取りながら、避難者の受入れを行うこととなっております。

老人福祉センターでは、一昨年の台風被害の際にも、福祉用具事業者の協力を得まして、要介護者の受入れを行いました。

今後も、災害時の避難支援等については民生委員や福祉施設、介護事業者と連携を図りながら対応してまいります。

○小川喜敬君

千葉県社会福祉協議会では令和2年7月30日に千葉県災害福祉支援チームのDWA T、こ

これは災害福祉支援の頭文字を取ったものですが、始動されていますが、災害時における二次被害を防ぐため、避難所に駆け付け、配慮が必要な方々への福祉支援を行う社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、相談員等で構成された専門職チームです。派遣された避難所等において、福祉ニーズの把握やスクリーニング、福祉避難所への誘導、日常生活上の支援、各種相談対応、環境整備などを行う災害支援体制です。

また、東日本大震災が発生してから10年を迎えますが、全国消防団長会議で本市の前消防団長が宮城県気仙沼消防団長との話合いで、震災発生から1年あまり後に視察させていただきました。気仙沼消防署の会議室で署長、団長のお話を拝聴し、ビデオを拝見し、現地周辺の視察の中で、南三陸町役場の被災した鉄骨だけ残った建物が今でも脳裏に残っています。震災のお話の中で、気仙沼のように道路が土砂崩れや電信柱の倒壊により分断され、自衛隊、消防、警察、各種ボランティア等の外部からの応援体制が何日も遅れ、そのときに地元に通じている消防団員の活躍は多大なる功績をしてくれたと話されていました。連日、不眠不休で昼夜を問わず、数十、数百のご遺体を近くの小中学校の体育館に搬送されたそうです。疲労と寝不足、栄養のある食事も取れず、気仙沼消防団長は団員の心身の心配をされていました。気仙沼消防団長のお仕事は、酒屋さんを営んでいらっしゃる、店舗が歴史的な建造物でしたので、文化財を取り壊すのは大変残念そうでした。

ここでの教訓は、やはり自分たちのまちは自分たちで守るという消防団精神が大変重要だと強く認識させられました。各分野での災害支援体制の準備をよろしく願いいたします。

次に、(2) 高齢者の地域での社会参加と健康と生きがいくりについて、①現在実施されている事業の取組について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の65歳以上の方の人口は、昨年末で2万1千160人、人口の3割を占めるまでになっております。

平成30年度2月に閣議決定されました高齢社会対策大綱では、全ての世代の活躍推進がうたわれております。

本市においても、65歳を超えて、市が主催する養成講座を受講し介護予防リーダーとなり、高齢者サークル等に出向いて介護予防教室の講師として活躍する方も珍しくありません。また、シルバー人材センターを通して就労している方や、シニアクラブや公民館等での文化スポーツ活動、ボランティア活動や地縁組織の担い手等、様々な場面において、高齢者の社会参加がなされているものと考えております。

今後も高齢者人口の増加が続きますが、高齢者福祉や社会教育など、様々な施策への参加を促すことにより、高齢者の社会参加と生きがいくりの推進に努めてまいります。

○小川喜敬君

生産年齢人口の減少を、高齢者人口の増加により、高齢者の知識と経験を、就労、文化、スポーツ活動、ボランティア活動、地域活動、社会参加、生きがいくりと、積極的に参加し

ていただきたい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

②高齢者福祉の充実を図る事業の取組について、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の高齢者福祉施策といたしましては、はり、きゅう、マッサージ等施設利用券の交付、高齢者外出支援タクシー利用助成券の交付、緊急通報装置の設置及びおむつ支給事業等がございます。

今後も、こうした事業につきましては必要な見直しを行いながら、高齢者がサービスの受け手となるのみでなく、地域社会の担い手として活躍できる機会づくりにも配慮しながら、高齢社会の街づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木広美君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時05分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

報告いたします。

京増藤江議員より、一般質問をするにあたり参考資料の配付の依頼がございましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○小川喜敬君

それでは引き続き、（2）高齢者の地域での社会参加と健康と生きがいづくりについて、②高齢者福祉の充実を図る事業の取組について、お伺ひいたします。

○議長（鈴木広美君）

今の②は先ほど市長答弁が終わっていますが。

○小川喜敬君

失礼しました。そうでした。

○議長（鈴木広美君）

再質問ですか。

○小川喜敬君

いえいえ。再質問はいたしませんので。

終わっていましたか。

○議長（鈴木広美君）

充実を図る事業の取組についてというところで、市長答弁をいただいて休憩に入ったんですが。

○小川喜敬君

その続きからで。大変失礼いたしました。

健康増進、生きがいづくりの観点から、運動、スポーツの推進において、卓球場、ボウリング場、グラウンドゴルフ場、テニスコート、スポーツジム、スポーツクラブ、フィットネス等の施設利用券の交付、北部地域の老人福祉センター、温浴施設から遠い地域、格差をなくすため、南部リゾート施設にある温浴施設等の活用を助成されまして、健康増進券として、そのようなこともご検討いただければと存じます。いずれにしても、高齢者の福祉ニーズに寄り添ったサービスをこれからもよろしく願いいたします。

続きまして、2番、市民サービスの充実した街づくり、（1）効率的な行財政運営について、①八街市行財政改革プランに基づいた現在の進捗状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市行財政改革プラン2020は、総合計画を実現するため、その下支えを担う個別計画として、行財政改革アクションプランとともに、令和2年度を始期とする5年間の計画期間で策定したところでございます。

計画の実効性を担保するためには適切な進行管理が必要であることから、行財政調査会委員による外部評価とともに内部評価を実施しており、各課が提出した事業評価シート等を基に、関係課によるヒアリングを実施いたしまして、事業評価及び改善を推進しております。

なお、令和2年度からは、従来から行っている内部評価としての事後評価に加えまして、新規事業や拡充する事業について、予算化や事業に着手する前段階で調査、検証する事前評価も試行的に実施したところでございます。

ご質問の八街市行財政改革プランの進捗状況でございますが、今年度につきましては児童館、老人福祉センター、南部老人憩いの家の運営方法につきまして、3施設を一括して指定管理者制度に移行することといたしました。これにより、効率的で柔軟な施設の管理運営を図るとともに、施設間相互の連携を図った事業展開など、異世代間交流等も期待しているところでございます。

また、市税等の収納事務につきましても、ペイジー、クレジットカードを利用可能とすることにより納付手段の拡充を図り、利便性を高めるなど、市民サービスの向上及び各種事務事業の効率化に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、総合計画に掲げております、より効率的な行財政運営の実現を図るため、八街市行財政改革プラン2020及び行財政改革アクションプランに基づき、さらなる改善に努めてまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

令和元年の台風、大雨により甚大な被害を受け、また令和2年はコロナ禍の中、景気の低迷による税収の減少で財政の硬直化は深刻になることが推察されます。市民サービスを維持し、改革改善に取り組むよう、よろしく願いいたします。

②限られた予算の中での政策実践の優先順位について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和3年度予算におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえ、これまでに経験したことのない厳しい環境に対応しながら、八街市総合計画2015に掲げる将来都市像を実現する必要があるとございます。このようなことから、総合計画の実施計画に搭載された各施策を推進しつつ、これまで以上に再考と選択を徹底し、積極的な見直しを行うことで、現状の市民サービスを維持できる予算編成に努めたところでございます。

予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症など、社会情勢の急激な変化に柔軟、迅速に対応することが必要であることから、事業の適切な進行管理を行うため、本市では行政評価を導入しており、今年度から始まりました総合計画2015後期基本計画では、PDCAのマネジメントサイクルを機能させるため、事業実施後に振り返る事後評価に加えまして、試行的に、新たに、事業実施前の段階でチェックする事前評価を実施することといたしました。

事前評価につきましては、予算編成作業に着手する前の夏季までに実施し、その結果や成果を関係部署で共有し、予算編成や組織編成に活用することで、効率的で効果的な行財政運営を推進することとしております。この事前評価等を通じまして、事業の再考と選択を行うことで、限られた財源の中で政策実践の優先順位付けを行い、喫緊の課題である現在の新型コロナウイルス感染症への対応に配慮するほか、子育てや教育施策、高齢者施策、安全安心施策など、市民ニーズに沿った施策につきまして重点化し、当初予算において必要な予算を措置したところでございます。

○小川喜敬君

コロナ禍での社会情勢に対応する市民サービスの向上、各種事業の効率化の取組をよろしくお伺いいたします。

③市制30周年（令和4年4月1日）の事業取組について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は平成4年4月1日に千葉県内30番目の市として誕生し、令和4年4月1日に市制施行30周年という節目を迎えます。

記念事業の取組としては、八街の開拓の歴史を広く周知する、市制施行30周年記念誌「（仮称）古写真に見る八街の歴史」を刊行する経費を新年度予算に計上したほか、その他の具体的な事業等はこれから検討してまいります。市制施行30周年を市民の皆様とともに祝いするとともに、これまで築いてきた歴史を振り返りながら、まちの魅力や資源を再認識する機会としたいと考えております。

○小川喜敬君

先人が築かれた歴史や文化を継承し、これから本市が歩む20年後、30年後、中長期的な

将来都市像を明確にし、それに向かい歩いていくための市制30周年は通過点と認識しております。本市の将来都市像をしっかりと策定される取組をよろしくお願いたします。

3、心の豊かさを感じる街づくり、(1)スポーツ活動・観戦に親しむ機会の拡充について、①東京オリンピック・パラリンピック2020の出場予定選手の応援体制について、お伺いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本年夏に開催が延期となりました東京オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、本市出身で出場が内定している空手組手の植草歩選手、強化指定選手であるパラ・バドミントンの里見紗李奈選手に対して、市民全体で応援するためにパブリックビューイングを中央公民館で実施する予定です。

パブリックビューイングの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止のため、密閉・密集・密接を避ける会場運営や、入場者の体温チェック及び手指消毒などの感染対策を十分に行い、市民の皆様が安心して参加できるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会という舞台上、お二人が大活躍できるよう、市民の皆様とともに精いっぱい応援をしてみたいと考えております。

○小川喜敬君

八街市出身の空手組手の植草歩選手、強化指定選手であるパラ・バドミントンの里見紗李奈選手が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に出場されることは、本市にとりまして大変光栄で名誉なこと、何十年に一度の歴史的な快挙と捉えております。1964年生まれの私は2回目のオリンピックに立ち会いますが、生後7か月でしたので何も覚えておりません。夢と希望と感動を八街市民の皆様と与えていただきたいと思います。

応援体制は整備されており、市民の皆様の自助、共助による応援団の組織づくりを期待しております。植草歩選手の後援会長として活躍されている議員もいらっしゃいます。出場選手のご活躍、ご健闘を心よりお祈り申し上げます。みんなで応援しましょう。

結びに、去る令和3年1月10日に成人式がオンラインで実施され、718人の新成人をお祝いしていただき、誠にありがとうございました。コロナ禍で、できないで中止という選択肢もあったと思いますが、形を変えて、何とかして新成人を、非常事態宣言の中、一生に一度のお祝いをするという気持ちが強く伝わってきました。誠にありがとうございました。執行部、担当課、関係者に、この場を借りて御礼を申し上げます。

感染の拡大を防ぐため、感染予防の徹底を市長が自ら防災無線で広報する、またミニパトカーにより市内巡回等、市民の皆様と呼びかけ、周知されており、リーダーシップをいかに発揮されております。コロナ禍での1年余り、ほぼ全ての行事が執り行えず、残念ではありましたが、市民の皆様の健康が第一でございます。本市を見詰め直す機会と捉え、改善、再考する時間を与えていただいたと、ピンチをチャンスに変える発想で、私は感じております。新しい生活様式、新しい形での事業への取組、新しい創意工夫や発想、新しい働き方、

学び方、北村市長のお名前のおとおり、本市の行政を新しく司っていただきまして、施政方針のおとおり、市政運営を執行していただくよう、謹んでお願い申し上げます。

本市の難局に市議会議員の一員、誠和会の一員として、後方、側面より、微力ではございますが、支持、支援させていただきます。市民の皆様にはご理解いただきまして、行政、議会が同じ方向を見て難局を乗り越えましょう。

新型コロナウイルス感染症のワクチンも、2月17日より、医療従事者から接種を開始されました。ワクチン接種先進国のイスラエルでは国民の45パーセントが接種し、94パーセントの国民の感染が減少し、92パーセントの感染者が重症化にならず、ワクチンのよい効果が発表されており、明るいニュースが届いています。

本市においても、職員の皆様には健康にはご留意され、通常業務での新型コロナウイルス感染症への配慮等、大変お疲れさまでございます。一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を心よりお祈り申し上げます。

これで、誠和会、小川喜敬の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で誠和会、小川喜敬議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは通告に従い、大きく4点にわたって質問いたします。

菅政権は、高齢化に伴う社会保障の令和3年度の自然増分4千800億円を3千500億円へと、1千300億円も圧縮しました。消費税増税は社会保障を充実するためではなかったことが、今回も明らかになりました。

それでは質問いたします。第1に、安心の第8期介護保険制度に、（1）介護保険料について、①保険料据置きをということで、質問いたします。

先日、次期制度において、保険料は据置きの予定だと説明がありました。確認ですが、保険料は据置きということでよろしいでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

来年度から始まる第8期介護保険事業計画における介護保険料につきましては、現在、策定作業を進めているところでございます。介護保険料の設定は、給付実績とサービス利用者増加による介護サービス見込量を勘案するとともに、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を含めたアンケートにより地域の課題を的確に把握し、地域の実情に応じ、過不足ないサービス料を見込み、設定いたします。

また、令和3年4月より介護報酬の改定が予定されており、介護職員の人材確保、処遇改善等を勘案して、サービス全体で平均0.7パーセントの増額となります。このため、サービスに対する給付費の増額が見込まれますが、介護給付費準備基金を活用いたしまして、65歳以上の方の負担が増えることのないよう、第8期介護保険料につきましては据置く方向で

検討しております。

○京増藤江君

据置く方向での検討ということでございました。今でも高過ぎて介護保険料をもう払いきれないと悲鳴が上がっている中で、据置きということで、よろしく願いいたします。

次に、(2) 介護サービス利用料についてでございます。

①利用料据置きをということでございます。

現在、所得が低い特養ホーム・多床室の利用者には、食費などの負担が軽くなる補足給付が適用されています。ところが、政府は令和3年8月から対象者の要件、食費の限度額を変更し、利用者の負担を増やそうとしています。所得区分の第2段階では、1か月の食費は月6千300円負担増の1万8千円となります。また、第3段階を2つに分け、住民税非課税世帯・年金収入80万円から120万円以下の方の1か月の食費は1万5千円負担増の3万円に、また住民税非課税世帯・年金収入120万円超の方は1か月の食費は1万9千500円もの負担増で、3万9千円になります。

そこでお伺いします。入所者のうち引上げ対象者は何名なのか、またデイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費負担も引き上げられます。その対象人数を伺います。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、これは(2) ①の利用料据置きをという質問になっていますが、今の質問とはちょっと違うのではないですか。

○京増藤江君

利用料というのは施設を利用する際の利用料ですから、その中には食費も含まれています。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護サービス利用料につきましては、3年に1度の介護保険制度改正によりまして、利用料の基本となる介護報酬が令和3年4月より改定される予定となっております。改定率につきましては、介護職員の人材確保、処遇改善、新型コロナウイルス感染症対策等に対応するため、全てのサービス基本報酬が平均0.7パーセント引上げとなります。

施設サービス利用時の居住費、食費につきましては、在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、利用者本人の負担を原則とし、所得の低い方に対しては課税状況と年金収入等に応じまして負担限度額を設け、軽減を図っております。

このうち、食費の負担限度額につきましては、負担能力に応じた負担となるよう、所得段階の均衡を図るものとし、令和3年8月より見直しが予定されております。内容といたしましては、前年の合計所得額と年金収入額が80万円以下の方で日額600円となり210円の増、80万円から120万円の方で日額1千円となり350円の増、120万円を超える方で日額1千300円となり650円の増となりますが、負担限度額の適用対象にならない方と比べ、月額にして4千350円から2万5千350円の軽減が引き続き図られることとな

ります。

なお、本市におきまして、当該改正の影響を受ける方の人数は、収入額が80万円以下の方が205人、80万円を超え120万円以下の方が171人、120万円を超える方が87人と見込んでおります。

○京増藤江君

多くの方が負担増になるという答弁でございます。

対象者の世帯全員が住民税非課税であり、年金収入が月10万円から12万円程度の方たちです。この方たちは既に食費や居住費等、毎月約6万円を負担しています。そのほかにも施設内の洗濯や、理容や美容料など、平均で月2万円を支出しています。この上に食費の負担が引き上げられたら、低年金の方々には支出の超過となります。食費負担額引上げにより支払いができなくなった方への対応はどうか、また支払いができなくなることが予想される方たちの入所がためられるのではないかと、こういう心配がございますが、どう対応されていくのか、伺います。

○高齢者福祉課長（飛田雅章君）

食費につきましては、市長答弁にございましたとおり、給付限度額が引上げとなりますので、一部の階層の方につきましては負担額が増額となるような改正となっております。施設のサービスを利用するときの居住費と食費につきましては、在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、利用者ご本人の負担が原則となっております。また、所得の低い方に対しては負担限度額を設けまして、引き続き負担軽減が図られることとなりますので、その点につきましてはご理解いただきたいと存じます。

なお、不安な点がある場合は担当のケアマネジャーにご相談いただき、またご不明な点がございましたら、高齢者福祉課にお問合せいただくなど、ご案内してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

軽減がまた幾らかあることはあるんですけども、それが収入を超えた場合はやはり払いきれなくなるだろうと。ケアマネジャーさんに相談をということなんですが、相談されて、例えば支出超過になった場合は何らかの方法を考えていただけるかどうか、伺います。

○高齢者福祉課長（飛田雅章君）

支出超過になるかどうかということは個々のケースによってまちまちでありまして、サービスの利用状況でありますとか、ご本人の生活費の使い方であるとか、様々なケースがございますので、この点につきまして、ケアマネジャーにご相談をということは、総体的にご相談いただければということでございますので、今ここで、こういうケースに関してはこういった対策をやりますとか、ちょっとそういった形でのことは申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○京増藤江君

特養に入られる方は本当に特養だから入れるということで、今まで安心して生活されてきた

と思うんですね。今まで軽減されてきた軽減策が少なくなってしまうと、本当に不安な毎日になると思います。このままではいけないと、そう思います。

ですから、私はケアに手厚い社会を作っていくために社会保障制度の削減を中止して、拡充への抜本的な転換が必要だと思います。制度充実等の要望を国に強く要望していただきたいんですけど、市長、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

今の質問は（３）制度充実について、①必要なサービス提供をとということによろしいですか。

○京増藤江君

介護保険料の据置きの中です。

○議長（鈴木広美君）

その下に、制度充実とありますが。

○京増藤江君

特養ホームの続きです。

○議長（鈴木広美君）

（２）①の再質問なのか、（３）なのか。

○京増藤江君

（２）です。

○議長（鈴木広美君）

（２）①据置きに関しての再質問ということで、市長に強く要望をしてほしいということによろしいですか。

○京増藤江君

そうです。

○高齢者福祉課長（飛田雅章君）

個々の負担割合の引上げに関しましては、毎年、千葉県市長会を通じまして要望を続けているところがございます。また、全国市長会におきましても、介護保険制度に関する重点提言として、同様の提言がなされているところがございます。本市といたしましても、利用者の負担の軽減が図られますよう、介護負担割合の引上げ等に関しまして、今後も引き続き要望は続けてまいりたいと考えております。

○市長（北村新司君）

国にということでございますので、実は低所得者対策等ということで、介護保険制度に関する提言の中で、低所得者に対する介護保険料の利用料の軽減策については国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的に対策を講じるということで決議しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

介護保険を安心して受けられるようにする、それがなければ老後の安心はないと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(3) 制度充実について、①必要なサービスの提供をということで、質問いたします。

要介護と認定された方で、本人が希望して市町村が認めれば、総合事業の対象にできるようにする制度改変が2021年4月から実施されます。介護関係者や野党の迫及の声で、今回の制度改変の対象を要支援者として、総合事業を利用した後、要介護に変わった人が支援の継続を望む場合に限ると、中身を変更いたしました。

八街市における影響はどうか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険の要支援認定を受けた方の訪問介護と通所介護につきまして、全国一律の基準による介護保険サービスから、市町村が独自に行うことができる事業に移行したものでございます。

本市では平成28年度から総合事業を開始しておりまして、要支援認定を受けた方の訪問介護と通所介護につきましては、介護サービス事業所を総合事業の事業所として指定いたしまして、訪問介護等を提供できるようにしているところでございます。

令和2年10月に厚生労働省から通知がございまして、令和3年4月からは要支援認定を受けた方に限らず、要介護認定を受けた方についても、希望に応じて総合事業を引き続き利用できることとなりました。今回の改正はサービス利用の選択肢が広がる内容となっておりますので、要介護者へのサービス提供が後退することはないものと考えております。

○京増藤江君

後退するものではないということですが、後退させないようにお願いいたします。

大きな2番目、命と暮らしを守る国民健康保険制度について、お伺いします。

子どもの分も支払う国保の均等割は、本市の場合3万3千円です。均等割は少子化に逆行すると、自治体などから指摘される中、令和4年度から未就学児の均等割分の5割軽減を国の制度として導入の予定です。

そこで、①子どもの均等割廃止について、お伺いします。

国による未就学児の均等割分の5割軽減の導入は、粘り強く軽減、廃止を求めてきた住民運動や、全国知事会など、地方団体などの提言を国も無視できなくなったからだと思えます。しかし、半額になるといっても、5割分で1万6千500円の負担が大きいことには変わりはありません。残りの5割分を市が負担することにより、実質的な子どもの均等割廃止を求めたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険事業に要する経費は、受益者負担という観点から、国などからの交付金による収入を差し引いた部分を、国民健康保険に加入する被保険者の応分の負担で賄っていただくのが原則でございます。

国民健康保険税の課税につきましては、4方式、3方式、2方式から選択することができま

すが、いずれの方式であっても所得割と均等割については課税することとなりますので、一部の被保険者を課税対象から除外することはできません。ただし、国においては、未就学児を対象として、均等割を5割軽減する制度を令和4年度から導入する方向で検討していると聞いておりますので、今後、議論の動向を注視してまいります。

○京増藤江君

全国の自治体などでも本当に要望してきたことですから、まず均等割の5割軽減は一步前進だと思います。よろしくお願いいたします。

次に、(2)保険証交付について、①資格証明書の交付中止について、お伺いします。

お金がないために国保税を滞納せざるを得ない世帯に対し、資格証明書が交付されています。令和2年5月31日現在、236世帯に交付されました。前年度に比べますと36世帯の増加です。高齢者の医療費負担の原則1割から2割への引上げに対しても、医療関係者や当事者から、反対の理由として、負担が増えることで病院から遠ざかり、病気が悪化してしまうと指摘されています。2割負担でも病院から遠ざけられるわけですから、病院窓口で10割負担しなければならない資格証明書では、病院に行けないのは明らかです。

資格証明書の交付中止を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

資格証明書は納期限より1年以上にわたって未納がある世帯に対しまして交付しておりますが、保険税を滞りなく納付されている方との税負担の公平性の確保を図り、国民健康保険の健全な財政運営を維持していくために必要な措置として、ご理解いただきたいと思っております。

なお、資格証明書の交付に係る運用につきましては、国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等交付要領を定め、病気やけがで5日以上入院をしたときや、これに相当する場合は特別な事情にあたるとして資格証明書の交付措置を解除し、短期被保険者証を交付することとしております。また、新型コロナウイルスに関して、都道府県が指定する診療・検査医療機関を受診する場合には、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととするなど、柔軟な対応をしているところでございます。

○京増藤江君

資格証明書であっても確かに緊急の場合などは短期保険証が交付されている、これは市民の方も大変助かっております、それはよく分かっているんです。しかし、やはり病院の窓口で10割を払うということは、具合が悪いけど病院に行こうか、どうしようかということで、迷ってしまうわけですね。

もう一つ、国の方がコロナの場合には通常に使えるということで、これも私は一步前進であると思います。しかし、やはり病気を進行させないという意味でも、資格証明書の交付は中止が必要だと思います。

ちょっとお伺いしたいんですけども、資格証明書を交付されている世帯の中に、令和2年

度の収入が減って減免対象になる世帯があるのではないかとと思われるんですが、相談の際に、減免になりますとか、そのような対応をされているのかどうか、伺います。

○国保年金課長（石井健一君）

コロナウイルスに係る減免につきましては、滞納要件とか、そういうものには関係なく、申告の状況を判断しまして、対象に合致するものに関しましては減免の方を行うような形で手続の方を進めております。

○京増藤江君

それでは引き続き、よろしく願いいたします。

次に、（3）限度額適用認定証について、保険滞納世帯にもぜひ発行していただきたいということで、質問いたします。

国保税を滞納せざるを得ないほど生活に困窮している世帯が、多額の医療費を支払うことは困難です。保険税滞納世帯に対しても、保険税を計画的に支払うことを条件などにして、限度額適用認定証を発行していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高額療養費の支給につきましては、被保険者の属する世帯主からの請求に基づきまして、原則として償還払いとなっておりますが、被保険者が入院及び外来で診療を受ける際、あらかじめ市から交付を受けた限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、その支払いは限度額までで済むこととなります。国民健康保険法では、この認定証の交付にあたっては保険税を滞納していない旨を認定の条件としております。また、認定証の提示がない場合であっても、自己負担額が高額になった場合、限度基準額を超えた部分については高額療養費の支給を受けることができます。

国民健康保険は被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、被保険者間の負担の公平性を図る観点からも、保険制度を維持していく上で、この運用は極めて重要であると認識しております。認定証交付にあたっては、保険税の滞納について特別な事情があるかについて、相談により個別に状況を確認した上で、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今のご答弁は今までとあまり変わらない、同様の答弁で、結局は限度額適用認定証が発行されないということで、これも資格証明書と同様に、入院などで多額の費用がかかるとなると、やはり入院はちょっとやめようかなとか、そういう状況になると思いますので、再度検討していただきたいと思います。

本当に資格証明書や限度額適用認定証の発行、交付の問題を解決するためには、払える国保税でなければならないと思います。全国知事会等では国保税への1兆円の公費負担を要望してきました。例えば国が1兆円の公費負担をした場合、本市の国保税額はどのような見込みになるのか、検討していただきたいんですが、もしされたらどうなるか、お伺いします。

○国保年金課長（石井健一君）

こちらについて、具体的な検討はしていないので明確な答弁はできないところですが、国の令和3年度の国保財政、予算案ベースが示されたところによりますと、医療給付費等の総額は約1兆800億円、この財源としまして保険料収入2兆4千900億円を計上しておりますので、仮に保険料軽減に向けて1兆円を投入すれば、約4割の削減につながるような形になります。これにはいろいろな財源の問題や法令等の改正など、実現に向けてはクリアしなければならない大きな課題が多々あると思います。同じ水準で考えますと、保険税の方は4割程度ぐらいの軽減につながるのではないかと考えております。

○京増藤江君

もし国が1兆円の増額をすれば、4割の保険税の削減に。本当にこうなれば、かなり市民の方が救われる、そういう見込みの数字だと思います。今、自治体も国も、いかにしてコロナの収束と経済状況を改善させるかに苦慮しております。私も本当にどうやったらいいのかということで、いろいろ考えています。失業や収入減等によって、市民は経済的困窮に陥っています。

政府はこの間、国民の負担を増やす一方、公費負担を削減して、社会保障改悪政策を続けてまいりました。しかし、国民の願いは社会保障の充実です。社会福祉に対し、税金等の公的資金を投入すれば、その波及効果は抜群であるという試算が報告されています。先ほど資料を配っていただきましたけれども、ぜひご覧ください。

医療や保健、福祉、介護の4分野に対し、仮にそれぞれ1兆円の公的資金などを投入した場合、生産波及効果、国内総生産押し上げ効果、雇用拡大効果は抜群に大きいとされています。特に、雇用面では各分野でそれぞれ18万人から27万人の雇用増をもたらすことが、国民経済統計による試算で明らかになっております。

本当に八街市の市民の方の中にも、25社も会社をあたったけれども駄目でした、死んだ方がいいのではないかと考えるときもあります、こういう声もあるんです。

雇用が増えれば、本市においても、滞納問題など、様々なことが解決されることが見込めます。社会福祉を増進することによって、様々な問題が解決できると思うんですけれども、研究していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

今の質問をもうちょっと分かりやすく。どの部分で質問したいのかが、ちょっとよく分からないんですが。

○京増藤江君

これは限度額適用認定証を保険料滞納世帯にも発行ということ、その前の資格証明書からもつながっているんですけれども、例えば国保税を引き下げていく、先ほど1兆円、国保税の国の負担を増やしたらどうなのかということで試算をいただきました。実際に1兆円を増やしていくにも、財源がなければ駄目なわけですね。ですから、財源をいかに増やしていくかということで、社会福祉波及効果の説明をさせていただきました。これを研究していただき

たいということです。

○議長（鈴木広美君）

財源確保に向けての研究をしていただきたいということですか。

○京増藤江君

はい。

○市民部長（吉田正明君）

今議員の方からもお話がございました1兆円の投入等々についてでございますけれども、あくまでも仮定、試算というような形でございますから、これについて私の方から特に明言については避けさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、国保制度を含めました社会福祉制度につきましては、きちんと国の責任におきまして安定した財政基盤というものを確立していただく必要があると思っております。したがって、こういった内容も含めまして、全国市長会等を通じまして、国保の財政基盤の強化に向けた要望につきましては、これまでも行ってきていただいたところでございますので、今後もこういった要望につきましては継続させていただきます。

○京増藤江君

社会保障改悪では、もう市民の暮らしを守ることはできないわけですから、いかに充実させていくか、そのための財源をどうするのかということでの研究はぜひ必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは大きな3番目、高齢者を守る後期高齢者医療制度にということで、（1）保険料についてですが、①保険料据置きをということで質問いたします。

低所得者に対する軽減策の廃止で保険料が上がりますが、その影響をどのように見ているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づきまして、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例によりまして規定されております。

保険料は概ね2年を通じて財政の均衡を保つものとして決定されており、直近では令和2年4月に改定されています。保険料を構成する所得割率と均等割額のうち、均等割額については世帯の所得状況に応じた軽減制度があり、さらに特例措置として軽減の割増しが行われてきましたが、この特例措置を段階的に縮小することとなっており、令和2年度保険料では7.75割軽減であった方は、令和3年度からは制度どおりの軽減割合である7割軽減となります。この措置により、令和2年度の年間保険料額が9千700円であった方は令和3年度の年間保険料額が1万3千円となりますので、被保険者1人当たり3千300円の増となり、この影響を受ける方は令和3年度では約1千800人と見込まれます。

軽減特例の見直しは、高齢化が進展する中、世代間負担の公平性を図り、保険制度を将来も維持するために必要な措置であります。また、軽減特例の見直しは介護保険料軽減の拡充や

年金生活者支援給付金の支給と併せて実施されており、保険料が過度な負担とならないように措置されております。

○京増藤江君

世代間の公平といっても、高齢者の皆さんは病院に行く件数が若い方たちよりもはるかに多いというようなことからしても、公平とは何かということも問わなきゃいけないし、社会保障全体が削られていく中で、本当に高齢者に負担をかけていくということでは、財政の使い方を国は考えていかなければならないし、また財源を作っていくためには方法があるんだという、国民に負担をかけることではなくて、いかに負担を減らしていくか、そういう方向で財源確保について国にもしっかりと考えていただくよう、提言をお願いしたいと思います。

次に、(2) 医療費についてです。75歳以上の高齢者の医療費引上げ中止について、伺います。

令和4年度後半から75歳以上の高齢者の医療費窓口2割負担を導入しようとしています。2割負担を導入しないよう、国に求めているのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

後期高齢者の医療費自己負担割合は現在1割または3割であります。1割負担の方の一部を2割負担とすることを盛り込んだ医療制度改革法案が令和3年2月5日に閣議決定され、令和4年度の下半期に導入が見込まれております。厚生労働省資料によりますと、被保険者全体に対する対象者の割合は約20パーセントとなっております。これは今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行して医療費が増大することに加え、それを支える現役世代の減少により、現役世代1人当たりの負担がさらに上昇することによって、後期高齢者医療制度の持続が困難となることに対する措置でもあります。

なお、急激な負担増加を抑制し、受診控えを防ぐため、施行後3年間は一月当たりの負担増加額を最大3千円として上限を設定することが配慮措置として講じられております。

負担能力を有する高齢者の自己負担額を見直し、現役世代への過度な負担を抑制することで持続可能な保険制度が維持されて、全世代が安心できる社会保障制度の構築を目的とするものでございますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

○京増藤江君

現役世代の負担を軽減するといいますが、現役世代が直接負担する後期高齢者支援金は、事業者の負担分を除けば、1人当たり年350円程度しか軽減されないというようなことが国会で取り上げられています。窓口負担は年1千880億円も増やして、公費は年980億円も減らす、こういうことは到底認められるものではありません。

高齢者の皆さんが本当に困る中で、全国市長会においてはどのように対応されてきたのか、伺います。

○市長（北村新司君）

実は、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、保険料の上限を抑制する措置を引き

続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること、そして保険料軽減措置の見直しにあたっては被保険者の負担感を十分配慮するということで決議しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

今の市長の答弁は、自治体の長として本当に高齢者の暮らしを守るという視点に立った、そういう市長会の提言だと思います。やはりこれは国の責任でやらなきゃいけないと思いますので、いかに財源を作っていくか、またどうやって働ける場所を増やしていくかというところでもぜひ研究していただくよう、こういうことも市長会で提言をお願いいたします。

それでは、大きな4番です。子どもたちの健やかな成長への支援、充実を、(1)教育問題、①特別支援教育の充実について、伺います。

平成28年度と令和2年度の小学校の知的支援学級児童数を比較すると、18名増加しています。同じ期間に、情緒支援学級児童数は33名の増加です。ところが、支援員はこの間23人と、変わっておりません。一人ひとりの児童に行き届いた教育ができるよう、支援員の増員を求めたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします

現在、八街市の特別支援学級の在籍児童生徒数は、保護者の特別支援教育に対する理解が進んでいることもあり、増加傾向にあります。今年度、八街市内の小中学校では23名の特別支援教育支援員を配置しておりますが、特別支援学級の在籍児童生徒数が増加傾向にあることを鑑み、令和3年度は1名増員し、24名を配置する予定です。

特別支援教育支援員は、児童生徒の教育的ニーズを理解し、特別支援学級の児童生徒を支援するとともに、通常学級に在籍している児童生徒へも状況に応じ、個に寄り添った支援を行っております。今後も、より一層、特別支援教育の重要性が高まっていく中、増員に向けて、引き続き努力してまいります。

○京増藤江君

今年度も1名増加の予定だったと思うんですけども、集まらなかったというふうにお聞きしていますが、八街市の時給が低いのではないかとというふうに思いますが、八街市の支援員さんの時給、また近隣の時給はどういうふうになっているのか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

特別支援教育支援員を含む会計年度任用職員の給与等については、本市の条例規則で規定されております。一般職の職員の給与改定が実施されたときには額を改定する場合もございます。また、会計年度任用職員も勤務年数によっては昇給がありますので、以前と比べて勤務条件はよくなっていると思います。確かに本市と比べ、給与が高い自治体もありますが、現在働いている支援員は、勤務状況や勤務場所、職務内容、給与などの勤務条件に納得した上で働いていただいているものと考えております。

○京増藤江君

いろいろな条件で働いておられると思うんですけども、例えば八街市の時給、そして印旛郡市の中での時給の状況はどうなんですか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

八街市におきましては、時間で980円となっております。ほかの市町におきましては、各自治体ごとにちょっと違うんですけども、1千円ちょっととお聞きしております。

○京増藤江君

八街市の時給については本当に低い部分が多いのではないかと思います。例えば、子どもたちの児童クラブの指導員さんも少ないということで、検討されるという答弁が12月議会でありましたけれども、検討が必要ではないですか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

先ほども答弁したとおり、会計年度職員ということで、給与改正等によって給与の昇給等が実施される場合もございますので、また先ほどと同じような答弁になりますけれども、確かに本市に比べて時給が高い自治体もありますけれども、支援員さんについては勤務場所、勤務内容、勤務条件等に納得した上で働いているということで、こちらの方はそのように働いていると思っています。

○京増藤江君

支援学級の支援員ということは、どの学校でも必要な仕事、求められる仕事の内容はそんなに変わりはないんじゃないですか。八街市だけ、ここまでいいですよと、そういうことはちょっと考えられませんね。支援員さんが誇りを持って働ける、安心して働ける、そういう条件づくりのために時給の検討はぜひ早急にしていただきたいと要望しておきます。

あと、配置数が、支援の必要な子どもさんが増えているにもかかわらず、支援員さんの数は同じということで、これも私は納得いきませんが、例えば印旛郡市の中では何人に何人の割合で支援員さんが付いているのか、そういうことについてお伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

先ほどの質問なんですけれども、印旛郡市の中でということですが、確認できるデータの方がちょっと今のところございません。

八街市につきましては、支援学級の児童生徒に対する支援員さんの割合につきましては、支援学級在籍児童生徒が312名、現在おります。それに対して支援員は24名ということで、13人に1人という割合となっております。

○京増藤江君

八街市は13名に1人と分かりました。印旛郡市の中ではどうなのか、お伺いします。後で調べておいてください。

次に、新年度の在籍人数の増減見込みについて、伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

新年度につきましては、令和3年度の見込みですけれども、小学校で206名、中学校で106名、合計312名となっております。

○京増藤江君

次に、②ジェンダー平等教育の推進について、伺います。

教育委員会はグローバルな人材の育成を教育方針に掲げておりますが、ジェンダー平等の視点も重視する教育の推進が必要と考えます。その方針、推進の状況を伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、ジェンダー教育については、人権教育の1つとして取り扱っております。

千葉県教育委員会では、人権教育について、自分を大切にするとともに、他の人の個性や多様性を大切にすることを目標として、「大切な自分、大切なあなた」をスローガンに掲げております。

八街市の小中学校においても、社会科、技術・家庭科、道徳科、総合的な学習の時間等の授業を中心に、教育活動全体を通して、あらゆる場面で人権教育を推進し、様々な差別の問題や男女平等の重要性を指導しております。

児童生徒の人権意識を高めるためには、研修を通して、教職員自らが人権感覚や人権意識の向上に努めなければなりません。各学校は年に1回、講師を招いた研修会を実施し、人権意識の向上を図っているところです。

教育委員会としては、各学校において人権教育をより充実させ、自他ともに大切にできる児童生徒の育成に取り組めるよう、支援してまいります。

○京増藤江君

人権教育を進め、そして自他ともに大切にされる、そういう教育が行われるということで、これは私は大変共感できます。

その上でですが、日本の場合はジェンダーギャップ指数が153か国中121位と、大変低いです、過去最低。そして、今回は森喜朗元首相の女性蔑視発言で、日本の差別が本当に根深いということが分かりました。

やはり進んでいる外国の例も学習しながら、私はぜひ教育を進めていただきたいんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほども申し上げましたけれども、ジェンダー教育は人権教育の1つとしてしっかりと指導してございます。今後もそれは継続して行うつもりでございます。

また、先ほどお話がありました森元会長さんのお話の件ですけれども、よく取り上げられる部分の前後の全てを私は完全に理解しているところではございませんので、直接のコメント

は差し控えますが、少なくとも人としての性格や能力を性差に関係付けることは問題かと思っております。各学校においても能力や性格を性差に結び付けることはしないようにと、今後も指導してまいりたいと思っております。

○京増藤江君

これで終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午後12時11分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新誠会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

新誠会の石井孝昭でございます。

今回の議会に関しては2問の質問、農業振興、そして災害対応について、質問させていただきますが、質問に入る前に、コロナ禍において、まずはお亡くなりになられた皆様に対して心から哀悼の意を表しますとともに、いまだお苦しみになられている方々の一日も早い回復をご祈念申し上げます。また、そのことによって全世界、そして日本が安心安全、ひいては八街市の市民の皆様の安心安全が一日も早く取り戻せることを祈りつつ、質問に入らせていただきたいと思います。

それでは質問事項の1つ目、農業振興について、ご質問させていただきます。

(1) コロナ禍における農家支援ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、様々な産業に関わる方々に影響が生じております。農業も、さりとて、影響を応分に受けている業態の1つではないかというふうに認識しております。①コロナ禍における本市農業の現状について、まずお伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベント開催の制限や飲食店の時短営業、不要不急の外出自粛、また休校などの措置が取られてきました。

本市では、コロナ禍において、令和元年の台風被害による農業用パイプハウスの修繕や再建を多くの方が進めていたところでございますが、1回目の緊急事態宣言では県をまたいで移動制限もあったことから復旧作業に係る人材不足が発生し、復旧作業が遅れるなどの支障を来しておりました。

また、時短営業や外出自粛などにより、飲食店や、休校により学校給食の需要が減ったことなどにより、契約栽培を行っている生産者の中には計画どおりの出荷ができないなどの影響があったものと考えております。

○石井孝昭君

災害の影響による農業の復興をしている渦中にコロナの影響が来たということで。特に昨年
の前半に関しては、パイプハウスの再建中に人材が見つからないとか、後に質問させていただく外国人材が帰国されたりして、その影響が大分あったんだと思います。

また、契約農家が給食に供給できなくて、野菜を廃棄せざるを得ない状況にあった影響が、一部の八街の農家にも出ているようです。東京のレストランと直接契約している農家もありますけれども、レストランが営業停止になって、食材を供給できなくなったと。このような影響が垣間見られているのかなど、このように思っています。

そこで、再質問ということでございますが、②コロナ禍における本市農林業者への農業支援ということで、次に質問に移らせていただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策といたしましては、国の持続化給付金において、農業を営む個人事業主が対象であり、売上げが減少している事業主に対し、給付金が支給されております。

本市におきましては、八街市中小企業元気アップ給付金事業を実施いたしまして、売上げの減少率を20パーセント以上とするなど、さらに農業を含む個人事業主に対して支援策を講じたところであります。なお、参考までに、八街市中小企業元気アップ給付金において、農業の対象者は136件でございました。

○石井孝昭君

昨年の元気アップ給付金、市独自の給付金等を含め、特に商店の方、事業主の方、ちょっと遅れて農業従事者の方々に認知されていたのかなというふうに認識しているんですけども、事業がある程度求められて、水準的に達している方、いわゆる前年比でマイナスの売上げの方は適用された方が多いんですけども、期間が過ぎて、適用を申請しようとしたら間に合わなかったとか、そういう声が幾つか上がっております。そのような声を今後も一つ一つ、酌み取りながら、農業支援にあたっただければありがたいなど、このように思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。③農業労働力確保緊急支援事業の取組ということで。

政府は補正予算、農林水産省2020の第3次補正予算において、結構な金額を盛り込んでいます。対策のポイントとしては、基本的に需要喚起に向けた施策ということで伺っているんですけども。

1つ目、イでございますけれども、八街市内における外国人労働者の実態ということであり

ますが、第3次予算の概要では総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施、ポストコロナに向けた地域・社会・雇用の好循環の実現、防災・減災・国土強靱化と災害復旧の推進、農林水産業の生産性向上、農山漁村の活性化等の推進ということが議論されて、予算化されています。

様々な施策はどれも重要ですが、このうちポストコロナということに絞って、地域・社会・雇用の好循環の実現のテーマに絞ってお伺いさせていただきたいと思います。

コロナ禍の影響により、外国人の往来が制限されて、実態的に労働力として稼働していた外国人労働者にも大きな影響が生じました。その前提として、本市内で働いている外国人農業労働者の実態について、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業労働力確保緊急支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が日本に來られず、農作業にあたる人材が不足になった経営体が対象となるもので、代わりの人材を雇用した際に、増加した経費を支援するものであります。

ご質問にもあるとおり、コロナ禍の影響により外国人の往来にも大きな影響が生じたものであると考えておりますが、外国人労働者の実態は把握できておりません。

なお、参考までに本市の外国人登録者数での比較で申し上げますと、緊急事態宣言前の令和2年3月末現在で2千605人、緊急事態宣言後の令和2年4月末現在で2千426人と、179人減少しておりますが、入国制限が緩和されて以降の11月から徐々に増え、令和3年1月末現在では2千907人となっております。

○石井孝昭君

外国人の人数のところで市長から報告がありました。私がちょっと調べたところ、1年前の2月末と今年の2月末を比べますと、約400人ぐらい、外国人が増えています。国別にいうとスリランカとかベトナムが圧倒的に多くて、どちらかという中国、韓国とか、今まで増えていたところはそんなに増えていなくて、どちらかというそういった地域、スリランカ、ベトナム等が200人ずつぐらい増えている、このような人材が移動しているところがございます。農業だけじゃなくて、八街市内の工場だとか、八街市内の各職域で働いていると思いますけれども、これが全て農業で人が動いているという実態はなかなかつかみにくいということでお話いただきました。

外国人労働者の実態の報告の後に、入国制限などで外国人技能実習生の往来等について、どのような変化があったかということをお聞きしたいんですけども、コロナ禍の影響によって外国人の往来が制限されて、実態的な労働力として稼働していた外国人労働者にも大きな影響が生じております。農林水産省によると、今年1月から3月に来日予定だった技能実習生らは約2千人に上ると。こうした外国人材が来日できなかった影響によって、農業経営や観光農園、そして学校で保護者の従業員が出勤できない経営への支援が必要となったというふうに言われています。

本市において、コロナ禍前とその後ではどのような外国人技能実習生及び外国人労働者の動態に変化はあったのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきまして、コロナ禍の前と後で外国人技能実習生及び外国人労働者の動態に変化があったかというご質問でございますが、外国人労働者につきましては実態についての把握は難しく、先ほどの答弁のとおり、本市の外国人登録者数での変化は、緊急事態宣言の前後で減少したものの、入国制限の緩和後は増加している状況でございます。

また、外国人技能実習生につきましては、実習生の受入監理団体に伺ったところ、入国制限の影響により来日予定であった実習生の受入れができなくなった事例があるということは伺っております。

○石井孝昭君

第3次補正で15億3千万円の予算を国が計上しています。この予算の中の補助の上限が、労賃1時間500円、交通費1か月3万円、宿泊費1泊6千円、このような補助が付くということでございますけれども、全国農業会議所の専用ホームページに登録しているということで、報道にもあったとおりでありますけれども、JA千葉みらい、JAグループも外国人材の組織を持っています。農家の方が必要な時期、農繁期にどうしても近所の、こういった言い方をしてはあれですけど、おばちゃんとか、おじちゃんとか、近所から手伝いに来ての方が多きようですけども、そういった方々ではなくて、外国人労働者が必要だという方が最近では増えていまして、そういった方々を季節的に、繁忙期に使いたいとか、そういった要望も幾つか承っています。

JA千葉みらいでは、エコ・リードというところがたしか、実態として組織を持っています。県外が本店なんですけれども、千葉県にも出張所が1つあるというふうに伺っていますけれども、エコ・リードの実態、外国人労働者の動態について、どのように八街市としては把握していらっしゃるのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

協同組合エコ・リードは、組合員を農業者に限定し、平成25年に設置された団体で、主に外国人技能実習生の受入れに係る職業紹介事業を行っており、外国人技能実習生の受入れを希望する農家はエコ・リードを通じて求人を募集することができます。

千葉県では、1月末現在で33名を受け入れているところでございますが、本市におきましては実績の方はございません。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

外国人技能実習生を一元管理するシステムが国自体にないので、非常にいろいろ、直接に市が一元的に管理するというのは恐らくできない仕組みなんですけど、どういうふうに把握して

いますか、分かる範囲で。

○議長（鈴木広美君）

質問をもう一回よろしいですか。

○石井孝昭君

一元的に管理できるようなものではないというふうに、市として外国人労働者を、特に農政課として一元的に把握することは多分できないと思うんですけども、できない実態がどういうふうになっているか、もし分かればお答えいただけますか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

外国人技能実習生につきましては、市の方を経由して何か手続を行うとか、また先ほどご説明いたしました協同組合エコ・リードなどの団体との関わりとかがないので、市としては実態の方が把握できない状況でございます。

○石井孝昭君

おっしゃるとおりだと思います。できればそういったところ、縦横を結べる仕組みが今後できればいいなというふうに思っているんですけども。

例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人材の不足を解消して生産性を維持していく、そして農業経営体などに代替人材の雇用を支援することや、また女性農業者が働きやすい環境を整備するための農業体験、そして研修の受入れ体制づくり、女性農業者のネットワークづくり等の支援がうたわれています。

八街市にとって、外国人技能実習生、農業労働者を含めて、農業の労働力確保に対して、有意な具体策はどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

千葉県では農業者からの総合的な相談窓口として、千葉県農業者総合支援センターが設立されております。この支援センターでは、千葉県や千葉県園芸協会、千葉県農業会議及びJAグループ千葉が相互に連絡し、補完しながら生産技術や機械等の導入のほか、雇用の導入支援などの多種多様な相談に対応しております。

本市におきましても、専門的な知識がある千葉県農業者総合支援センターを活用していただきたいと考えておりますが、相談があった場合には紹介するなどの周知に努めてまいります。

○石井孝昭君

ありがとうございます。支援センター、今後とも有意に活用していただきたいと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。④農林水産省コロナ禍販売促進支援ということで、お伺いさせていただきたいと思っております。

イ、国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業ということで、農産物の販売促進を支援する国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業費に、国は約250億円を計上して、今回の補正に組み込んでいます。過去に比べて、販売額や量が2割以上減った農産物を使うことなどを

要件に、販売キャンペーンの食材費や学校給食への食材提供などに助成する仕組みだと伺っております。

具体的に本市の農業者等に対してどのような支援策を結び付けていくのか、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国産農林水産物等販売多様化緊急対策事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている農林漁業者の新たな生活様式に対応した販売促進、販路の多様化等の取組を支援するもので、具体的な支援の内容につきましては、インターネット販売を活用して新たな販路の拡大に取り組むための送料等の経費や、飲食店等と交通機関等が連携してテイクアウト・デリバリー等を活用した新たな販路の確立のための食材費や輸送経費、また多様な販路を確立するイベント経費や学校給食等への食材提供に係る経費等に支援するもので、対象となる事業実施者が申請いたしまして、公募により選定されることになっております。

現時点では本事業を活用する計画はございませんが、今後、新たな取組を計画している団体等がある場合には、市としてできる限りの支援をしてまいります。

○石井孝昭君

需要喚起策ということで、このような政策を打っているというのは報道のとおりなんですけれども、支援項目として、今市長答弁でいただいているように、インターネット販売していく送料だとか、そういったものも実質相当額を補助しますとか、宅配とかテイクアウトに使う食材費、また販売キャンペーンに使う食材費ということですが、このような要件を満たす農産物を、期間限定や産地応援などの販促キャンペーン、そして飲食店の宅配、持ち帰りなどで使う場合は食材費の2分の1以内で助成し、販売拡大につなげるというような支援策というふうに聞いています。一定の要件はあるものの、学校給食は上限1億円ということです。また、子ども食堂は3千万円とか、このような補助内容が組み込まれています。

教育委員会として、例えばそういった補助がいただければありがたいというふうに想像すると思うんですけれども、実態としてはなかなか、受けていただく組織が必要になるのかなということで、要件があるんですが、八街市のお考えについて、再度お伺いさせていただきます。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。市長答弁の方にもございましたが、現時点で本事業等を活用する計画はございませんが、新たな取組を計画する団体等がございましたら、そちらの方の団体を支援してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

そのような組織にちょっとネタを提供するようなこともやっていただきたいんですけれども、それに併せて高収益作物次期作支援交付金ということで、八街市でいうと野菜とか果樹が該当するのかなと思っています。高収益作物生産者の次期作に向けて、前向きな取組を支援し

たり、コロナ禍の影響において積極的に投資した方々が生産性の向上等を図る取組を継続、永続できるような追加措置を実施していく制度ということが今回盛り込まれていました。

このような制度を本市農業者に、有益な情報提供として周知していただきたいと思うが、実態と併せて、現状どのようなお考えでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

昨年8月にJA千葉みらい八街支店におきまして説明会を開催したところであり、申込みは既に終了しておりますが、八街市内では2名の方が事業採択を受けていると伺っております。

○石井孝昭君

2名の方が高収益作物次期作支援交付金を受けているということでもあります。こういった補助策というのを有意に使っていくことは大事だと思いますし、それに適合している方がほかにもいらっしゃると思えば、また何か、広報でもそういったことを周知していただければありがたいと思います。今年度の次世代給付金事業だとか、農業経営者支援事業等も新年度に盛り込まれていますので、窓口にそういった方が来たときには、そういったものを配付していただくとか、説明をしていただけるとありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。

続いて、（2）北総中央用土地改良事業についての質問に移らせていただきたいと思えます。

①国営事業完了に伴う現在の状況についてということですが、北総中央用土地改良事業についてお伺いいたしますが、昭和63年から事業が開始された国営事業で長い年月を経ております。ようやく今年度で事業が完成するとお聞きしております。市長はたしか、土地改良事業組合の理事ということで、今も一生懸命に働いていらっしゃると思うんですけれども、現在の状況について、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

北総中央用土地改良事業につきましては、地下水規制に伴い、地下水に代わる代替水源として利根川から安定した農業用水を導くために、昭和63年度に国営事業として事業が開始され、今年度で工事が完了する予定となっております。

現在の状況でございますが、国営事業につきましては、今年度末の工事完了に向け、予定どおり工事が進められている状況であると伺っております。

また、現在、工事完了後の施設の維持管理につきましては、北総中央用土地改良区が全施設を管理する予定となっておりますが、建設された施設が大規模であることから、土地改良区だけで施設の維持管理を行うことは困難であるため、千葉県が基幹水利施設を維持管理できるように、管理区分の計画変更の法手続に必要となる受益者全体の3分の2以上の同意徴集作業を県、改良区及び関係市で進めているところでございます。

国営事業の完了後は、北総中央用土地改良区の本格的な運営が開始されることとなります。

ので、市といたしましても土地改良区の運営が円滑に進められるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

記憶をたどると、北総中央用水事業は堂本元知事のときに、たしか国から県が負担していくことに決定した記憶があります。当時は、たしか555億円という数字で受けたというふうに記憶していますが、いずれにしろ、そのときから各関係市町村には負担を強いていく、また負担していただくような方向性は出していたんですけれども、具体化が今年度から始まるということで理解しています。

市内農家に影響が出てくると思います。いい面も悪い面もあるんでしょうけれども、まず市内農家の用水の利用率はどのような現状でしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

現在の市内の用水利用の状況でございますが、計画受益面積1千289ヘクタールのうち、通水可能面積が約400ヘクタール、そのうち実際に用水を利用している面積が約109ヘクタールであり、通水可能面積に対しての利用率は約27.25パーセントとなっております。

また、今年度は住野地区で試験運転を実施しておりますので、来年度からは住野地区でも本格的に用水の利用が開始されることとなります。

○石井孝昭君

今お聞きしたら1千289ヘクタールということで、非常に大きな面積ですけれども、実際は109ヘクタールということでありました。27.25パーセントの通水ということでありましたけれども、住野地区は八街市の農業の大きな屋台骨を支えているというふうに認識していますが、住野地区に広がってくると、通水率、地域も大分広がっていくのかなと、このように認識しています。

今後も用水は、いずれにしろ八街市の区画整理事業ということで負担していくことになるんでしょうけれども、利用率をどんどん上げていってほしいなという気持ちがあると同時に、農家の皆さんにおいては、逆に、もう井戸を掘っちゃっているの、なかなか北総中央用水は利用できないよという方が非常に多いのは多いんですけれども、その辺の板挟みの中で利用率を上げていただくご努力をお願いしたいなと、このように思っております。

土地改良事業、今後の維持管理について、結構な費用がかかっていくというふうに認識しています。②今後の維持管理について、管理区分の計画変更が行われていくことと思います。どのようなメリットがあつて、また受益者の負担軽減はどのように図られるのか、また市としてどのようなメリットがあるのか、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

北総中央用水土地改良事業により建設された施設の維持管理につきましては、現在進めてお

ります管理区分の計画変更が確定されますと、取水口から揚水機場を含めた調整水槽までの基幹水利施設を千葉県が維持管理し、調整水槽から末端加圧機場までの末端水利施設を北総中央用土地改良区が維持管理することになります。

管理区分変更に伴うメリットでございますが、基幹水利施設を千葉県が維持管理することで、国及び県の補助事業を導入することができるようになります。本来であれば、維持管理費については土地改良区が100パーセント負担するところ、国の補助事業を導入しますと、基幹水利施設の維持管理費に対しまして国から約30パーセント、千葉県から約35パーセントの補助を受けることができ、さらに国の補助事業では対象とならない経費に対しましても、県の補助事業の導入により千葉県から約50パーセントの補助を受けることができます。

今後、北総中央用土地改良区の負担分は、主に組合員から徴収する賦課金と、太陽光発電事業による売電収入により賄うこととなりますので、補助事業を導入することで土地改良区の負担が軽減されることとなります。

なお、市のメリットでございますが、現在、施設の維持管理費に対しては関係7市からの支援を受けずに運営されておりますので、管理区分の変更に伴い、市が直接的に影響を受けることはないものと考えております。

○石井孝昭君

用水のタンク、基幹管理区分に関しては国に30パーセント、県に35パーセントを負担していただけることは非常によかったんじゃないかなというふうに思っています。恐らく今回の土地区画、国営事業の一番のポイントはここだったのかなというふうに思っています。理事である市長は大変、多分ご苦労されたのではないかなというふうに想像しております。

そこで、今お話にあったとおり、例えば受益者の負担する賦課金とか、太陽光発電によって、その分のお金はかからないよということだったんですけれども、受益者に想定されるデメリットというのはどのようなものでしょうか、もしあれば教えてください。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

先ほども市長から答弁いただきましたが、現在進めております管理区分の計画変更に対しましては、受益者に対するデメリットはないものと考えております。

○石井孝昭君

部長にはっきりおっしゃっていただいたので、農業者、利用者にデメリットはないということでもありますけれども。

太陽光の売電は、事務所の天井にあるやつですか、市長が答弁されたものは、ちょっと教えてください、どこにあるのか、分かりますか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

太陽光発電設備につきましては、富里市の方にあります。富里機場の方で発電して、売電の方をしております。

○石井孝昭君

よく分かりました。詳しくまた勉強しなきゃいかんのですけれども、たしか水面に浮いているやつですよ。ちょっと我々も勉強していて、見に行きたいなというふうに思っています。

今後、維持管理していく上で、財政面の負担は八街市だけではなく、関係市町村にも転化されていくことと思っています。今議会に上がっている次年度の予算書を拝見すると、今後、結構な金額、歳出が想定されているというふうに伺っています。歳出計画はどのようにされていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

令和3年度より北総中央用土地改良事業の建設費、約535億円の償還が開始されます。本市の償還予定額、約20億円の歳出計画でございますが、償還期間は2年据置き措置を含めて17年償還となっており、令和3年度から令和19年度までの期間で債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、令和3年度及び4年度の2か年は据置き期間として、利子分のみで各年度約970万円、令和5年度から令和19年度までの15か年は毎年約1億3千500万円の歳出を予定しているところでございます。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

財政面のことなので、會嶋参事にちょっと教えていただきたいんですけども、起債は活用できるものなのでしょうか、返済について、いかがでしょうか。

○総務部参事（會嶋禎人君）

今のところ起債は考えておりません。起債に代わるということで、債務負担という形で分割して負担していくということです。ただ、場合によっては特別交付税ですとか、その辺のメニューがあったか、ちょっと記憶が定かじゃないんですけども、その辺は積極的に活用してまいりたいと考えています。

○石井孝昭君

予定されていたとはいえ、財政を組んでいくのにとっても大きな金額が、今後、長い間続くものと思います。今後も資金的なご苦労が続くのかなという一面も感じられますけれども、適切な財政支出をしていただいて、財政計画を立てていただければありがたいなというふうに思った次第でございます。

最後に、北総中央用水の3つ目、八街市としての今後の方針ということでございます。

北総中央用土地改良事業に関しては、既に利用していらっしゃる方は、安定した農業用水が利用できる喜んでいらっしゃいますけれども、片や後継者がいない、また担い手がない地域等では農業者は減少しているので、利用率がとても低い。

そこで、土地改良区の安定した持続可能な運営に対して、市として今後の方針について、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和3年度より北総中央用土地改良区の本格的な運営が開始されまして、市といたしましても国営事業における建設費の償還が始まります。しかしながら、北総中央用水の利用者につきましては少しずつ増加しているものの、農業者の高齢化や後継者不足など、土地改良事業が開始された当時とは農業情勢が大きく変化しているところであり、今後の受益拡大は厳しい状況であると認識しております。また、既に用水を利用している農業者の方からは、安定して農業用水が利用できるようになったのはよかったが、賦課金の支払いなど、将来的な不安を感じていると伺っております。

市といたしましても、このような現状を踏まえ、農業者が安心して農業用水が利用できるよう、現状に即した制度改正と、さらなる国の支援について、引き続き関係機関と連携を図りながら、国へ要望してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

財政支出、先ほどの件も含めてなんですけれども、やはり国として、関係市町村に強いるわけではありませんけれども、整備する前提が、大分遅滞したということを含めると、本来は国にもっと負担してもらってもいいのかな、交付税措置として当てがってもらってもいいのかなという気もしないでもない、というふうに思う次第でありますけれども、そこも参事からお答えいただいているので、それに期待したい、このように思っております。

最後の質問に移らせていただきます。2、災害対応について、(1)市道の安全対策について、お伺いさせていただきます。

重要幹線市道における森林整備事業ということがありましたけれども、先般の被害で木村議員の方から質問があったように記憶しておりますが、今年度の実績と来年度の見込みについてですが、本市において、一昨年の台風被害によって、いまだ市道幹線道路に係る、特に1級、また2級市道に係る森林では、まだ爪痕を残したままの現状が続いているところが見受けられます。今後とも、被害森林の復旧に係る森林整備事業は大事な事業と考えておりますけれども、今年度の重要幹線市道における森林整備事業の実績と来年度の見込みについて、お伺い申し上げます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和元年の台風15号等の影響に伴い、幹線道路沿いの樹木が倒木したことにより、長期の停電や道路の寸断等が発生するなど、多大な被害があったことから、今年度は砂地区、市道115号線沿いの森林の約0.13ヘクタールにつきまして、千葉県補助事業である災害に強い森づくり事業を活用して樹木伐採、運搬及び植栽などを行いまして、令和2年12月に事業が完了したところでございます。

また、この事業は来年度以降も継続して実施する予定でございまして、千葉県や東京電力パワーグリッド株式会社をはじめとする関係者と協議を行いまして、事業候補地を選定してい

るところでございます。

来年度は砂及び吉倉地区、市道216号線沿いの森林の約1.09ヘクタールのうち、約0.59ヘクタールの整備を見込んでおります。当該候補地は八街南中学校の通学路となっておりまして、度々、倒木被害が派生している箇所、八街南中学校や南八街病院等に電気を供給している高压電線があることから、関係者の同意をいただきながら、早期に事業着手してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

重要幹線の森林整備事業は、県の方でたしか新創設していただいた事業ですよ。市長をはじめ農政課、道路河川課の皆さんが大変ご苦労されて、県との協議を図られて、八街市から上げていただいた事案だというふうにお聞きしております。また、地権者の砂地先の方にも非常に喜んでいただいて、東から南に昇る太陽が全部、今までは真っ暗で入らなかったんですけど、今は大分、陽が入ると、喜んでいらっしゃいます。

災害に関して創設されたこの事業はとても重要な事業でありますので、今後とも市内における整備はとても大事ななというふうに思うんですけども、県との協議や交付金などが関係してくる事業なので、どのような要件が整っていれば事業採択となるのか、お伺いさせていただきます。

○建設部長（市川明男君）

お答えいたします。

災害に強い森づくり事業の事業地選定方針といたしましては、市道1級、2級の重要路線沿いにおきます危険箇所や重要箇所の森林でございます。土地所有者の同意及び東京電力パワーグリッド株式会社との合意が必要となります。さらに、千葉県の補助対象といたしましては、森林法第5条に規定されております森林で、事業地が0.1ヘクタール以上であり、かつ、森林の風倒被害、倒れた被害率が25パーセント以上であることが条件となっております。なお、本事業によります試行の実施後、概ね10年間は伐採または森林以外の転用を行うことができないこととなっております。

○石井孝昭君

0.1ヘクタール、10年間は転用できないということですよ。

基本的に山林から転用しちゃいけないということですよ、農地に変えていくということも含めてですか。ということは、開発ができないという解釈でいいんですよ。10年間は開発行為はできないということよろしいでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

議員のおっしゃるとおり、開発行為はできませんので、よろしく申し上げます。

○石井孝昭君

財政負担、市の負担はなかったんですか。どのぐらいの負担だったんですか、今年度はゼロだったんですか。

○建設部長（市川明男君）

2分の1の負担となっております。

○石井孝昭君

2分の1の負担をしていただいて、ありがとうございました。

ということは、今市長答弁でもありましたけれども、来年度は八街南中学校の前、吉倉、砂地先、ここを数十年前から私はずっと通っているんですけど、本当に光景が変わらなくて、だんだん木が太くなっている、あそこだなということなんですけれども、あそこも財政負担は半分していくということで理解してよろしいんですね。

○建設部長（市川明男君）

令和3年度の事業予定地につきましては、先ほど言ったように広範囲なものでございますので、県との協議の中で2か年という形で分かれております。それぞれ2分の1補助については変わりません。現在、こちらの方につきましても、千葉県と東京電力パワーグリッドと協議の方を進めているところでございますが、当然、土地所有者の方の同意も必要でございますので、今後慎重にこの辺につきましては協議の方を進めさせていただきたいと考えております。

○石井孝昭君

今ご答弁いただきましたので、来年度以降の今後の整備計画ということで、2か年計画ということでありました。地権者も地元の方じゃないというふうにお聞きしている中で、あそこは非常に明るくなるなというふうに推測されて、恐らく通学路でも、先生方も非常に昔からあそこは気を使って、たしか八街南中学校の先生方があそこの土手に立っていたり、よく拝見していましたので、喜ばれると思います。

最後の質問ですけれども、要件が整った事業ということになるんですけど、もちろん八街市も裏で下支えの予算を付けていかなきゃいけないということで事業設定されるんですけど、今後は例えばほかの地域、区長会なり、様々な地域から、うちとしてもそういった事業に、この事業に該当しないかというようなことも出てくるのではないかと思いますし、その分、裏で下支えしていかないと、市の方で財政負担しなきゃいけないので、大変な面もあるんですけど、その点についての今後の整備計画、整備の考え方について、市としてはどのようにお考えなのか、お聞きします。

○建設部長（市川明男君）

先ほどもご答弁させていただきましたが、まずは市道1級、2級の重要路線という形、なおかつ危険箇所という判断、またそれに伴いまして東京電力パワーグリッドの同意等も必要でございますので、その辺の調整、さらには土地所有者の同意もいただいた中で計画的な整備の方を進めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

災害があったことによって、このような負の遺産から正の遺産というか、素晴らしい事業に転化していただいたことに心より感謝を申し上げたいというふうに思っています。今後とも

有意な政策を展開していただき、市民の福祉の向上に努めていただければありがたいなどというふうに思います。

以上をもちまして、私からの質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で新誠会、石井孝昭議員の個人質問を終了いたします。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日、20日から25日の6日間は休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日、20日から25日の6日間は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

26日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は本会議場にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時57分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件